説明されています。

なされる範囲とがシンクロすることは重要です。そのためにも本号をその手引書として活用していただけまし たら幸いです。

の戦略的な出願方法とその仕組みが、身近な事例を取り上げ、それぞれのポイントを示しながら、解りやすく 出願する権利者はもとより、創作者であるデザイナーにとっても、デザインの持つ創作の価値と権利保護が

● 情報発信A

◆このページに限らずVol.1~これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。

無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いいたします。

意匠・商標を自分で調べてみる体験型セミナーの参加者募集を始めました ~ 特許庁公報検索〈 J-PlatPat 〉を基本の手順から習得する ~

(2016年10月17日 編集・文青:デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

11月14日(月)開催/デザイン保護委員会主催

「J-PlatPatを使いこなそう」をテーマにした『意匠・商標の検索実習セミナー』です。 操作実習希望者は無線LANによるインターネット接続可能なノートパソコン、タブレットを持ち込み、検索

の流れに沿って実習指導を受けることができます。 対象をパッケージデザインに絞り、初めての方にも検索の目的が達成できるような検索のルートを講師と委 員会とで検討しました。当日の検索プログラムは委員会の要望を基に、講師が今回のために作成されたもの です。ぜひご体験ください。

お持ちいただく予定の機器は機種によっては接続等の不具合が出る場合がありますので、必ず事前にJ-PlatPatへの接続をご確認下さい。

操作実習希望者は無線LANによるインターネット接続可能なノートパソコン、タブレットの持ち込みが必要

◆「特許庁 公報検索」「J-PlatPat」等の入力で「特許情報プラットフォーム・J-PlatPat」を選び、公報検 索のトップ画面に進めます。 (※Windows推奨ですが、Macでの検索も一般的に行われているようです。) ◆ 参加申し込みは、下記の①~④のいずれかで受け付けています。 ①10月11日配信のFAX申し込み欄に必要事項を記入の上、事務局にFAX送信。

②JPDAウエブサイトから ③メールで:協会メールアドレス(info@jpda.or.jp)宛に、件名「11月14日 公報検索セミナー」とし、申 し込み票記載の必要事項を記入して送信。 ④セミナーの申し込み票に必要事項を記入してJPDA事務局へFAX。

※操作実習者枠は、既に定員に達しました。 ※見学者枠は引き続きお申し込みを受け付けております。

標・意匠を 公益社団法人日本パッケージデザイン協会 デザイン保護委員会

担当理事:小川 京/委員長:丸川和子 自分で調べてみよ

ジ J-Plat Pat を基本の手順から習得する JPDA デザイン保護委員会では、デザイン実務に関わる皆様が安心してデザインの創作&提案に向かい合えるよ うに、「J-PlatPat を使いこなそう」をテーマにした「意匠・商標の検索実習セミナー」をご用意しました。 このセミナーのために準備した〈検索モデル〉を題材にして、講師と参加者とがそれぞれの検索のポイントと流れ を確認し合いながら画面操作を行います。そのため、操作実習希望者は無線LANによるインターネット接続可能

公報検索」「J-PlatPat」等の入力で「特許情報プラットフォーム・J-PlatPat」を選び、公報検索のトップ画面に進めます。

なノートパソコン、タブレットの持ち込みが必要となります。

必ず事前に「J-PlatPat」への接続をご確認ください

● 「特許庁

東 京

駅

情報発信B

巻録1409349

登録1409344

【正面図】

す。

八重洲通り

サンマー東京ビル

お持ちいただく予定の機器は機種によっては接続等の不具合が出る場合がありますので、

●りそな銀行

(機種はWindows推奨ですが、Macでの検索も一般的に行われているようです。) ●まずはお手元の機器で接続確認をお願いします。 ※見学だけの場合も受け付けますが、実際に操作をされる方に向けたプログラムであることをご承知おきください。 当日の 1月14日(月) ①意匠と商標の概要 ②検索の流れのチャートを説明 流れ ③検索例(1)について、 分類等調査~スクリー 18:00 受付開始 18:30~20:30 こングを講師実演、 ●パソコンの接続確認が必要な場合は18:10までに入室ください 同時に参加者操作 JPDA 会員 対象 会費 無 料 ④検索例(2)について、 D-8会員・-「対象と分類等」を講師から提示し、 ニングの実習 40名 先着順受付です。定員を超えた場合は見学者として 受付可能です。※見学者の枠は別途設けます。 定員 参加者はスクリー タブレット 講師 INPIT 知財情報部 小林佑二氏 ⑤実習の解説 ⑥質疑応答 DIC株式会社 本社2F 大会議室 東京都中央区日本橋 3-7-20 会場 バソ: お申し込みは、下記の参加申込票に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにてお願いします。 参加申込票 J-PlatPatセミナーに参加します。 B1出口から徒歩2分 見学希望の方は下記の□をチェックしてください。 □見学のみ希望 □定員を超えた場合は見学への変更可能 BI出口 お名前 会 社 名 (所属部署) DIC E-Mail

デザインの創作と保護のために知っておくべき「戦略的な権利の取得方法」 レクシア特許法律事務所 代表パートナー 弁理士 松井 宏記 <u>■ 制度の話はこれくらいにして、実際の戦略的な権利取得について話をしましょう</u>。 下図はスポーツ用のアンダーウェアの意匠登録です。 つの製品に対して、複数の意匠登録が取られています。グレーの部分が権利を要求している部分で、黄土色 の部分は権利を取得する際に形状を特定していない部分です。スポーツ用アンダーウェアでは緊締力が異なる 生地を使用して、締め付けなどを部分的に行うことが行われていますが、その締め付け部位などをそれぞれ 権利化しています。 このように、一つの製品であっても、いろいろな切り取り方をして権利を取得するのが他者牽制には効果的 です。 LEXIA 部分意匠/機能型 登録1409350 登録1409348 登録1409345

登録1409346

登録1409343

下図はマスカラ容器などの化粧容器の表面に付された模様のデザインだけを、意匠権として取得しています。 容器自体は破線で描かれていますので、この場合、容器の形状は特定せずに意匠権を取得しています。このよ

逆に商標権でも図形商標として権利を取得することはできるのですが、権利行使の際に、相手方に模様であ

固形化粧用包装用容器

【模様部分の拡大展開図1】

申込先:JPDA事務局 FAX:03-3815-2548

って商標ではないから商標権は行使できないとの反論を生む余地がありますので、意匠権の方が好ましいで 部分意匠/意匠的使用型

© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

度には戦略的な出願を行う方法があります。それが「関連意匠」です。

なり、意匠権を少しは明確なものとして活用できるようになると思います。

■ 下図は本意匠と関連意匠の概念図です。

では、実際の関連意匠の事例を見てみましょう。

【同種物品の使用状態を示す参考図1】

下図はみなさんもよくご存知の頭痛薬のパッケージデザインです。

うデザインの主要素をうまく守っている事例です。

本意匠1400293

JAPAN

本意匠:登録1408150

【表面図】

す。

うな容器の表面に付された模様を保護するには意匠権が有効です。

登録1096008号

© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

登録1409347

関連意匠をうまく活用できていないからです。あるデザインを意匠権で守る際に、意匠権で守ってほしいデザ インコンセプトを明確にし、デザインのバリエーションをマップ化します。その中心に来るデザインが「本意 匠」となります。その「本意匠」と類似しているもの、すなわち、本意匠の権利範囲に入るものを「関連意 匠」として出願して権利化するわけです。 これによって、関連意匠が設定された範囲は本意匠の類似範囲(権利範囲)ということが明確になりますの

で、権利解釈の基準となります。これにより、自分および他人が意匠権の権利解釈を行うことができるように

左側は製品に対して一件しか意匠権を取得しなかった場合のイメージです。一件しかないので、類似範囲はぼ んやりしていてよく分かりません。右図は例えば製品を本意匠として、その周りにバリエーションとして関 連意匠を4件つけた場合のイメージです。4方向にデザインの方向性が異なるものを関連意匠として設定する ことより、各方向性で、その程度までであれば、権利範囲内として認められていることが明確になるわけで

今まで見てきたのは「<mark>部分意匠」</mark>という部分的にデザインを権利化する方法でした。これ以外にも、意匠制

意匠って、「権利範囲がよく分からない」、「権利範囲が狭いよね」という意見をよく聞きませんか?これは



他补《匠

関連

関連:登録1407970

【同種物品の使用状態を示す参考図1】

25

JAPAN

【表面図】

JAPAN

© 2016 LEXIA PARTNERS All right

関連意匠

包装用箱

左側の本意匠は製品そのもの。しかし、右側の関連意匠では文字や平面の色が消えています。正面の『L』 図形が共通していれば、その他文字が追加されようが、消されようが類似なのです。正面の『L』図形とい

関連1400539

© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

的表現において「蝶々」と「桜の花びら」では全く異なりますよね?でも類似なのです。

下図はトイレットペーパーの包装フィルムの意匠です。中心に蝶々の絵が描かれている本意匠に対して、関連 意匠では桜の花びらが描かれている。パッケージデザインの考え方は両意匠で共通していますが、その具体

具体的表現に権利が縛られることなく、デザインの考え方を権利解釈で押さえている事例と思います。

関連意匠



ネーミング、ロゴ、ブランドとか言われるものです。そして、下図の3つ目にあるように「立体」もありま す。「立体」の中にも「ペコちゃん」や「くいだおれ太郎」のようにサービス提供店の看板や、「コカコーラ

- 般的に、パッケージ形状や製品形状を立体商標として権利取得する場合には、永年広く使用していること を立証して、日本でその形状が特定の者の業務に係るものと認識されていることを立証する必要があります

それは、商標登録されると10年ごとに更新を行うことにより、永久に商標権を持てることです。意匠権は

GUNZE ポカリスエット

LEXIA

36

まず、商標とは基本的には、下図のように、「文字」または「図形」になります。

「登録から20年」で有限ですが、商標権は更新により永久に権利が存続します。

商標

© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

は、使用立証なしに商標登録されているものが多数あります。

上図の「コカコーラボトル」のように、形状のパッケージデザインを立体商標登録する場合には、多数の使 用証拠が必要ですが、下図の「ソルマック」のように、形状表面に色の塗り分けを施した立体商標の場合に

ボトル」のようにパッケージ形状のものがあります。

意匠にない大きなメリットがあります。

ので、ハードルは高いです。

商標には、

【文字】

【図形】

【立体】

登録5790153

Cl 5, 32

テトリス(EU)

商願2015-052594 Cls29&30

ダイドードリンコ株式会社

ロゴ内のカラーリング

商願2015-048327 CI5

です。

3条2項なし 大鵬薬品工業株式会社

色

http://solmac.jp/products/ichou.html

2015年4月からは、下図のように、「新しい商標」として、「音」「色彩」「動き」「位置」「ホログラ ム」が商標登録できるようになりました。パッケージデザインにおいては、特に「色彩」と「位置」が重要

位置

http://www.dydo.co.jp/products/detail/630

ホログラム

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved

商標

動き

© 2016 LEXIA PARTNERS All right

色彩商標 【位置特定なし・複数色】

© 2016 LEXIA PARTNERS All rights reserved

色彩商標 【位置特定無し・複数色】

■ 色彩商標の出願例としては、以下のようなものがあります。



(日本での登録例) 商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商 登録5804314 標であり、商品の包装用容器の本体側面の上半 部に付された赤色の図形からなる。なお、破線は、 商品の包装用容器の形状の一例を示したもので あり、商標を構成する要素ではない。

© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

「ドクターシーラボ」のパッケージ上に付されたリボンだけが商標登録されています。

位置商標

製品やパッケージなどの識別標識として機能する一部分だけを商標登録する制度です。例えば、下図では、

■ その他、新しい商標では、下図のような「位置商標」も役立ちます。

株式会社永谷園ホールディングス

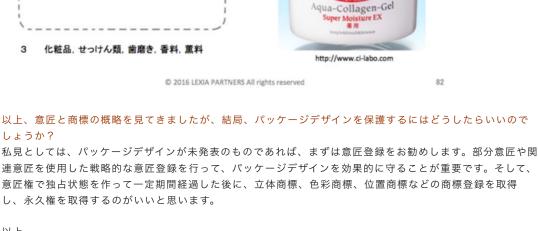
化粧品, せっけん類, 歯磨き, 香料, 薫料

し、永久権を取得するのがいいと思います。

しょうか?

以上

● 委員会ヒトコト通信



77

子) サイン セミナ

© JPDA All Rights Reserved.

Japan Package Design Association

デザイナーの立場から「意匠権侵害差止訴訟」のレポートをしました 2016東京国際包装展(TOKYO PACK) 併載 「パッケージデザインパビリオン」内でのパッケージデザイ ンセミナーで、会期中の10月5日に行われた知財編「それは一枚の警告書から始まった」で、(一社)日本

登録意匠の登録の価値と意匠権の保護の範囲についての確認のために向き合った、約2年半にわたる「一枚の 警告書から始まった最高裁までの道」を自身の体験としてレポートしたものです。(記:講演担当 丸山和

(写真提供:丸山デザイン事務所)

デザイン保護協会専務理事 関口剛氏とのリレー講演で、後半を担当しました。